

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	政策課題等 N A V I 「外国人政策と政府の対応策」
著者 / 所属	安藤結香子 / 企画調整室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	483 号
刊行日	2026-4-30
頁	125-129
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260430.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

外国人政策と政府の対応策

1. はじめに

日本における外国人労働者は令和7年10月時点で、約257万人と過去最多を記録した¹。人口減少が進む中で、外国人労働者の受入れは今後も増えていくことが予想される。その一方で、治安の悪化を理由に、国内に住む外国人の増加を忌避する声も上がっており、同年7月の参議院議員通常選挙では外国人政策が争点の1つになった。

外国人問題は国内に住む外国人の増加のみに限らない。令和7年の訪日外国人数は約4,268万人と過去最多となり²、観光業は日本の重要な産業の一つとなっている。一方で、観光客を受け入れる観光地では、観光客の過度な集中による交通機関の混雑や、ゴミのポイ捨て等のマナー違反などオーバーツーリズムの問題が生じている。

本稿では、この現状を踏まえた外国人政策に関する日本政府の対応策について概観する。

2. 高市政権における外国人政策

(1) 総理の方針

令和7年10月に行われた自民党総裁選において、高市早苗衆議院議員が自民党総裁に選ばれた。また、同年10月20日に、自由民主党は日本維新の会と閣外協力という形で、連立政権を樹立した。この際に交わした連立政権合意書では、ルールや法律を守れない外国人に対しては厳しく対応することが重要であるという考えに基づき、内閣における司令塔を強化し担当大臣を置くことや、外国人に関する違法行為や制度の悪用への対応の強化等が記されている³。

同年10月21日に召集された第219回国会において、内閣総理大臣に指名された高市早苗衆議院議員は、外国人政策担当として、小野田紀美参議院議員を外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣に任命した。また、同年10月24日に行われた所信表明演説で高市総理は、人手不足の状況において、外国人材を必要とする分野があることは認めつつも、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、排外主義とは一線を画しつつも、政府として毅然と対応する旨述べている⁴。

また、令和8年2月の衆議院議員総選挙では、選挙公約で、外国人政策が日本の秩序あ

¹ 厚生労働省「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和7年10月末時点）」（令8.1.30）〈https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68794.html〉（以下URLの最終アクセス日はいずれも令和8年4月10日）

² 日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数（2025年12月推計値）」（令8.1.21）〈https://www.jnto.go.jp/news/press/20260121_monthly.html〉

³ 「自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書」（令7.10.20）。このほか、同合意書に掲載されている外国人等による土地取得規制を強化する法案については、第221回国会の施政方針演説において、令和8年夏頃までに規制の在り方の骨格を取りまとめるとしている（第221回国会参議院本会議録第2号（令8.2.20））。

⁴ 第219回国会参議院本会議録第2号（その2）5頁（令7.10.24）

る地域社会の維持・発展に重要であるとする一方で、一部の外国人による制度の不適切利用が国民の不安や不公平感を助長しているとし、法律・ルールの見直しを行うなどとしている⁵。

このように、高市総理は政権発足時から一貫して、日本における外国人材の必要性を訴えつつも、ルールを逸脱する外国人について厳しい対応を採ることを主張していた。

(2) 政府の取組

高市総理は、外国人政策を話し合う場として、令和7年11月に「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」(以下「関係閣僚会議」という。)⁶を立ち上げた。同月に開かれた第一回関係閣僚会議では、高市総理は、①既存のルールの遵守・各種制度の適正化の取組、②土地取得等のルールの在り方を含む国土の適切な利用・管理の取組を強力に進めるよう各大臣に指示した⁷。その概要は図表のとおりである。

令和8年1月の第二回関係閣僚会議では、第一回の総理の指示を受け、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた基本的な考え方及び取組を取りまとめた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」(以下「総合的対応策」という。)を決定した。

図表 第一回関係閣僚会議における各大臣への指示(概要)

①既存のルールの遵守・各種制度の適正化の取組

法務大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・不法滞在者ゼロプランの推進 ・在留資格審査の厳正な運用、在留資格の在り方・帰化の厳格化の検討 ・外国人の受入れの基本的な在り方に関する基礎的な調査・検討
厚生労働大臣、文部科学大臣をはじめとする各種制度を所管する大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料、医療費等の各種制度・運用の見直し・適正化の推進 ・入管庁と市区町村・関係行政機関との情報連携の推進 ・在留外国人への日本語教育の充実 ・査証手数料と在留許可手数料について主要国の水準等を踏まえた見直し
国土交通大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・国際観光旅客税の拡充、観光客の過度な集中防止と地方分散の推進、オーバーツーリズム対策の強化
国土交通大臣、厚生労働大臣、地方創生担当大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・各種民泊の適切な運営確保に向けた具体的な対応策の検討
国家公安委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・国内関係機関・外国捜査機関等と連携した外国人の違法行為の厳正な取締り ・入管庁との連携による不法滞在者対策の推進

②土地取得等のルールの在り方を含む国土の適切な利用・管理の取組

法務大臣、農林水産大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の移転登記時、森林取得の届出時の国籍把握の仕組みの検討
財務大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法に基づく、国外居住者の不動産取得について、幅広く把握する仕組みの検討
国土交通大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・国外からの取得を含めたマンションの取引実態の早急な把握と結果の公表
法務大臣、デジタル大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・一次元的なデータベースとして「不動産ベース・レジストリ」が機能するよう検討
外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣、防衛大臣、外務大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の土地取得等のルールの在り方を検討するために、安全保障上の影響、国際約束との関係の具体的な精査

(出所) 内閣官房「外国人との秩序ある共生社会の実現について(内閣総理大臣指示)」(令和7年11月4日) <<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/gaikokujinzai/kakuryokaigi/dail/sorishiji.pdf>>より筆者作成

3. 総合的対応策に基づく取組

政府は、これまでも「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等を策定・改訂

⁵ 自由民主党「自民党令和8年政権公約」44頁(令8.1) <https://storage2.jimin.jp/pdf/pamphlet/202601_manifest.pdf>

⁶ 関係閣僚会議は、木原稔内閣官房長官を議長とし、小野田紀美外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣、平口洋法務大臣を副議長とする。

⁷ 内閣官房「外国人との秩序ある共生社会の実現について(内閣総理大臣指示)」(令和7年11月4日) <<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/gaikokujinzai/kakuryokaigi/dail/sorishiji.pdf>>

してきた。今回新たに策定された総合的対応策は、有識者会議の意見書⁸に留意した上で、Ⅰ 基本的な考え方、Ⅱ 国民の安全・安心のための取組、Ⅲ 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組からなり、Ⅱ及びⅢの取組について速やかに実施する施策等を列挙し、今後の課題について取りまとめたものとなっている。

ここでは、Ⅰのほか、Ⅱを構成する①既存のルールへの遵守・各種制度の適正化に向けた取組、②土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組のうち、①を主に紹介する。

(1) 基本的な考え方

総合的対応策は、一部の外国人による法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用に国民が不安・不公平を感じている現状を踏まえ、入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処と制度の適正化等を行い、我が国の法やルールの中で、国民と外国人双方が安全・安心に生活できる社会の実現を目指したものである⁹。

(2) 在留外国人に対する取組

ア 在留資格の在り方・帰化の厳格化の検討

在留資格のうち「永住者」は許可要件そのものが緩やかであると指摘されていることに加え、永住許可後に在留期間の更新などがなく、許可要件を満たさなくなる場合があり、在留状況が良好でない永住者を容認することが、適切に在留している永住者への不当な偏見につながる恐れがある。総合的対応策では、永住者について許可までの在留資格・年数等の状況を調査し審査の厳格な運用を行うことや、許可の在り方の検討のほか、永住者の在留資格取消しについてガイドラインの策定を含め、運用開始に向けて必要な準備を行うことなどを、速やかに実施するとしている¹⁰。

帰化については、永住許可の本邦在留要件は原則10年以上とされているのに対し、帰化の住所要件が5年以上とされているのは不整合であるとの指摘がある。このため、帰化の審査の「日本社会に融和していること」の要件については¹¹、原則として10年以上在留し、日本社会に融和していることが必要であるとするなど、帰化の厳格化のため

⁸ 「外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議意見書」(令8.1.14) <<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/gaikokujinzai/pdf/ikensho.pdf>>

⁹ 有識者会議の意見書にある、「秩序は社会の土台、多様性は社会の力であり、この両者を両立させることが、真の秩序ある共生社会への道であると考えられる」(脚注8、2頁)という点に十分留意する必要があるとしている。

¹⁰ 具体的な取組として、永住申請に必要とされている要件の一つである、10年以上の本邦在留期間のうち、「就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していること」について、3年の在留期間の場合でも要件を満たすとみなしていた取扱いを、令和9年3月31日をもって終了するものが挙げられる(出入国在留管理庁「永住許可に関するガイドライン(令和8年2月24日改訂)」)。<https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyukan_nyukan50.html> なお、居住資格は、日本人や永住者の配偶者等及び在留資格「定住者」を持つ外国人に与えられる。

¹¹ 帰化の許可は法務大臣の裁量であり、国籍法の定める帰化条件の充足の有無を中心としつつ、「日本社会に融和していること」について、個別の事案を踏まえ審査を行っている(総合的対応策、12～13頁)。

の審査の在り方について検討を進めるとしている。

イ 不法滞在者に対する取組、不法就労対策

ルールを守らない外国人により国民の安全・安心が脅かされている現状を踏まえ、総合的対応策では、不法滞在者ゼロプランや不法就労対策の強力な推進を行うとしている。

不法滞在者ゼロプランとは、入国管理、在留管理・難民審査、出国・送還の三段階における対応策をまとめたものである。入国管理の段階では、電子渡航認証制度（JESTA）の早期導入により、スクリーニングを行い好ましくない外国人の来日の未然防止を行うほか、退去強制が確定した外国人が多い国に対し、不法滞在者の発生を防止するための働きかけの強化を行う。在留管理・難民審査の段階では、デジタル技術の活用等により難民認定申請の審査の迅速化を目指す。出国・送還の段階では、護送官付き国費送還¹²や、送還忌避者の自発的な帰国の促進、被仮放免者¹³の不法就労抑止の取組を行っている¹⁴。

また、不法就労対策としては、在留カード等読取アプリケーション及び失効情報照会の普及促進による、偽変造・失効在留カードを利用した不法就労者への取組が挙げられる。さらに、事業者外国人雇用状況の届出義務を徹底させるため、都道府県労働局及びハローワークと警察等関係機関との連携を強化するとしている。

ウ 外免切替の厳格な運用

外国で取得した運転免許を日本の運転免許に切り替える外免切替については、これにより免許を取得した、基本的な交通ルールを理解していない外国人による交通事故が発生したほか、切替を行う際に一定の居住・在留要件がないため、在留資格のない者や観光客も免許を取得でき、さらに更新さえ行えば無期限に有効となるという問題があった。

これを踏まえ、総合的対応策では、令和7年から実施されている外免切替や免許更新時の住所確認の実施、外免切替手続における知識・技能確認の厳格化¹⁵を引き続き徹底することに加え、在留外国人に関する免許制度についての海外調査・交通事故実態等を踏まえ、更なる外国人運転者による適正な運転確保のための方策を検討するとしている。

(3) 訪日外国人に対する取組

ア 民泊の適切な運営確保

民泊利用者の62.1%¹⁶が外国人であり、民泊は外国人に多く利用されている。一方、法

¹² 退去強制が確定した外国人のうち、難民認定手続中による送還停止効の例外として送還可能となった者等に対し行われる。

¹³ 収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている被収容者のうち、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により収容を一時的に解除することが相当と認められ、収容を一時的に解除された者（出入国在留管理庁「仮放免制度について」）。〈https://www.moj.go.jp/isa/08_00050.html〉

¹⁴ 不法滞在者ゼロプラン発表前の令和7年1～5月と発表後の6～8月までの、退去強制令書により送還された人数（速報値）の月平均は、発表後に160人程度増加している。ゼロプラン発表後の護送官ありの国費送還の人数（同）は、昨年同時期から大幅増となっている（出入国在留管理庁「国民の安全・安心のための不法滞在ゼロプラン」実施状況（令7.10.10））。〈<https://www.moj.go.jp/isa/content/001448366.pdf>〉

¹⁵ 審査の厳格化前の令和6年の通過率は、知識確認92.5%、技能確認30.4%だったが、厳格化した令和7年10月以降の通過率は、知識確認42.8%、技能確認13.1%となった（『読売新聞』（令8.3.2））。

¹⁶ 観光庁「住宅宿泊事業の宿泊実績について（令和7年10月～令和7年11月：住宅宿泊事業者からの定期報告の集計）」（令8.1.30）〈<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/host/content/001993739.pdf>〉

令手続を行わず無届けで営業を行う民泊や、騒音の発生やルールを守らないゴミ捨て等宿泊者による迷惑行為、これに対して事業者が迅速に対応を行わない等の問題が生じている。これらの問題に対し、民泊の適切な運営確保の徹底と不適切な事業者への厳正な対処が必要である。この現状を踏まえ、総合的対応策では、無届けで営業をしている民泊をはじめとした旅館業法違反に対する厳正な取締りや規制など¹⁷、旅館業の適正な運営の確保を図るとしている。

また、「民泊制度運営システム¹⁸」を拡充し、民泊を一元的に管理できるデータベースの整備を行い、仲介サイトとのデータ連携を実現し、法令手続が行われていない違法な民泊の仲介サイトからの削除を確実にできるよう取り組むとしている。さらに、地域の実情に合わせた条例制定や立地規制が適切に行われるよう、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)の見直しを検討している。

イ オーバーツーリズム対策の強化

訪日外国人の増加により、特定の都市・地域・時間帯に観光客が集中し、生活道路の渋滞やマナー違反等による地域住民の生活の質への影響等の課題が顕在化している。

この現状を踏まえ、令和6年度補正予算等により、各地における生活道路の渋滞対策や公共交通の混雑対策、マナー違反对策を支援しているが、今後取り組む施策として、総合的対応策では、インバウンドを全国各地に行き渡らせ、経済効果を波及させるために、魅力的な観光地域づくり、交通ネットワーク・宿泊施設等の機能を強化していくとしている。さらに、オーバーツーリズム対策について、令和8年度税制改正大綱に基づく所要の法改正を経た上で、国際観光旅客税の税率引上げ¹⁹により確保する財源等も活用していくとしている。

4. おわりに

本稿で触れた以外にも、総合的対応策では、外国人の税・社会保障・福祉等の適正化や土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向け、取り組むとしている。

今後も日本を訪れる外国人や、定住する外国人が増えていくと考えられる中で、外国人に関連する制度やルールを整備していくことは、国民のためにも、日本で生活していく外国人のためにも非常に重要であると考えられる。一方で、行き過ぎた制度・ルール設計は外国人に対する偏見を生み、排外主義につながる可能性もある。いかに外国人と国民が互いに尊重し合い、共生できる社会を築いていけるかが重要ではないか。

あんどう ゆかこ
(安藤 結香子・企画調整室)

¹⁷ 民泊には旅館業法の許可によるものや、住宅宿泊事業法の届出によるものなどがあるが、これらの許可や届出のないものは、旅館業法違反(無許可営業)となりうる。

¹⁸ 住宅宿泊事業者等が住宅宿泊事業法に基づく届出や申請、報告の手続を電子的に行うことができるシステム。

¹⁹ 政府は令和8年7月1日以降、国際観光旅客税を出国1回につき1,000円から3,000円に引き上げる方針を示している(財務省「令和8年度税制改正の大綱」98～99頁)。<https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_ref orm/outline/fy2026/20251226taikou.pdf>